

●返戻金制度に関する事項

稼働日数が 14 日以内 : 紹介料金×0.75 を返戻金とする

稼働日数が 15 日以上 30 日以内 : 紹介料金×0.25 を返戻金とする

※職業安定法第 32 条の 13、同法施行規則第 24 条の 5 取扱職種の範囲等の明示です。